

## V 森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

### (1) 森林施業の共同化の促進

森林施業の共同化の促進による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者等への施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体への施業等の集約化を図る。その際、長期的な施業委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。  
併せて、今後、賃貸等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、  
境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、UJ ITAーン者をはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上、基幹的労働者の養成等の事業の合理化を一体的に総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。  
また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

### (3) 林業機械化の促進

林業機械化の促進については、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率

## V 森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の地方公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。

### (1) 森林施業の共同化の促進

森林施業の共同化の促進については、市町村、森林組合等による地域協議会の開催、普及啓発活動の促進、森林所有者等への施業等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体への施業等の集約化を図る。その際、長期的な施業委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保

林業に従事する者の養成及び確保については、UJ ITAーン者をはじめ林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術の習得のための研修等新規就業の円滑化並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化、雇用の安定化、他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善及び事業量の安定的確保、経営の多角化、合併・協業化、生産性の向上、基幹的労働者の養成等の事業の合理化を一体的に総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。  
また、経営方針の明確化、林業経営基盤の強化による地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体の育成、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

### (3) 林業機械化の促進

林業機械化の促進については、我が国の地形等の条件に適合し、森林施業の効率

化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及び導入を図るものとする。

また、傾斜等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進するものとする。さらに、これと併せ、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の特質を踏まえ、機械の共同利用組織の設立等、林業機械の利用体制の整備に積極的に取り組むものとする。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、効率的な作業システムに対応し得るよう、林道及び作業道、作業路を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網に重点化を図るものとする。

また、トラック等の走行に用いる一時的な施設である作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備することとし、高性能林業機械等の走行に用いる作業路については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえ、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を推進する。

#### (4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

#### (5) その他

都市住民を中心としたHJリターン者等の定住の促進を図るため、生活環境の整備に努めるものとする。

化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及び導入を図るものとする。

また、傾斜等自然的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進するものとする。

さらに、これと併せ、高性能林業機械の導入及び効率的な利用を確保するため、地域の特質を踏まえ、機械の共同利用組織の設立等、林業機械の利用体制の整備に積極的に取り組むものとする。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、効率的な作業システムに対応し得るよう、林道及び作業道、作業路を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網に重点化を図るものとする。

また、トラック等の走行に用いる一時的な施設である作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備することとし、高性能林業機械等の走行に用いる作業路については、近年の路網作設のための技術の向上も踏まえ、できる限り簡易で耐久性のある構造での整備を推進する。

#### (4) 流通・加工体制の整備

流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需要者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を関係者一体となって推進するよう努めるものとする。

#### (5) その他

都市住民を中心としたHJリターン者等の定住の促進を図るため、生活環境の整備に努めるものとする。

## VI 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、I に定める森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。また、第5表の(3)の基準に該当する森林については森林の土地の保全に特に留意するものとする。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘察し、実施地区の選定を行切に適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

## VI 森林の土地の保全に関する事項

森林の土地の保全については、I に定める森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。また、第5表の(3)の基準に該当する森林については森林の土地の保全に特に留意するものとする。

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立つて森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとする。

また、土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容を総合的に勘察し、実施地区の選定を行切に適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

## VII 保安施設に関する事項

### 1 保安林の配備

保安林については、I に定める森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を

## VII 保安施設に関する事項

### 1 保安林の配備

保安林については、I に定める森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を

確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第3表のとおり計画する。

## 2 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林では、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存するものには、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、I に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項及びII に定める森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

(1) 下層植生が消失しており、森林土壤が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうつ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

(2) 気候、地形、土壤等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

(3) 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

## 3 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、I に定める森林

## 2 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林では、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存するものには、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、I に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項及びII に定める森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

(1) 下層植生が消失しており、森林土壤が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうつ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

(2) 気候、地形、土壤等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

(3) 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

## 3 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、I に定める森林

確保することとし、保安林として管理すべき面積（計画期末の保安林面積）を第3表のとおり計画する。

## 2 特定保安林の整備

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林では、その区域内に次の要件のすべてを満たす森林が存するものには、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、I に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項及びII に定める森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

(1) 下層植生が消失しており、森林土壤が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうつ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

(2) 気候、地形、土壤等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

(3) 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

## 3 治山事業

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、I に定める森林

の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本木調整伐等の保安林の整備、渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第3表のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた、山地災害による被害を軽減する減災に向けた事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、コスト縮減や豊かな環境づくりに努める。

#### 4 その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

#### VII 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に發揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとする。

##### 1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の扱い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について

の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本木調整伐等の保安林の整備、渓間工、山腹工、地下水排除工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を第3表のとおり計画する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた、山地災害による被害を軽減する減災に向けた事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、コスト縮減や豊かな環境づくりに努める。

#### 4 その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保健林台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うこととする。

#### VIII 森林の保健機能の増進に関する事項

保健文化機能の高い森林につきその保健機能を高度に発揮させるため、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき森林資源の総合的利用を促進するものとし、その森林の保健機能の増進については、次によることとする。

##### 1 保健機能森林の設定の方針

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の扱い手が存在するとともに、森林保健施設（以下「施設」という。）の整備が行われる見込みのある森林について

設定することとする。

## 2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源のかん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

また、施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととする。

## 2 保健機能森林の整備の方針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源のかん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、多様な施業を森林の特色を踏まえて積極的に実施することとする。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととする。

また、施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととする。

## 3 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うこととする。

第3表 計画量

## 次期計画 (案)

第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

区	森林の有する機能ごと	重視すべき機能に応じた森林の区分
---	------------	------------------

区	森林の有する機能ごと	重視すべき機能に応じた森林の区分
---	------------	------------------

## 現行計画

第1表 森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標並びに重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

ごとの森林整備及び保全の基本方針		分 分 の整備及び保全の目標	ごとの森林整備及び保全の基本方針
水土保全林	【水源かん養機能】 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ森林浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	【水源かん養機能】 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ森林浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の發揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保全林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

ごとの森林整備及び保全の目標		分 分 の整備及び保全の目標	ごとの森林整備及び保全の基本方針
水土保全林	【水源かん養機能】 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ森林浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	【山地災害防止機能】 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林であり、水源かん養機能の發揮を重視すべき森林又は土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を「水土保全林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。	<p><b>【生活環境保全機能】</b></p> <p>大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するたために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によつて構成されている森林</p>	<p>国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人の為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るために森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。</p>
	<p><b>【保健機能】</b></p> <p>原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成していいる森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供していいる森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的</p>	

岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

	<p><b>【生活環境保全機能】</b></p> <p>大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するたために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によつて構成されている森林</p>	<p>国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人の為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るために森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。</p>
森林と人との共生林	<p><b>【保健機能】</b></p> <p>原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成していいる森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供していいる森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的</p>	<p>具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や、立地条件や国民のニーズ等に応じた広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保存等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全に応じて保健・文化・教育的</p>

活動に適した施設が整備されている森林	全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
資源の循環利用林	<p><b>【木材等生産機能】</b> 林木の生育により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p> <p>国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林においては、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させたための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渴水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されると同時に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

第2表 森林整備及び保全の目標  
※全面改定

活動に適した施設が整備されている森林	全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
資源の循環利用林	<p><b>【木材等生産機能】</b> 林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林として、上記2つの区分以外の森林を「資源の循環利用林」に区分する。</p> <p>本区分の森林については、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させたための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渴水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されると同時に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

第2表 森林整備及び保全の目標

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積(ha当り)		林道整備率(%)		3区分別整備対象面積(参考)	
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	水土保全林	緑化人口の拡大	資源の循環利用林	
全国	10,312	10,213	955	1,593	13,830	13,291	177	208	50	64	17,585	3,226
天塩川	225	223	135	163	575	549	100	116	30	41	760	78
石狩川	290	291	133	170	740	704	124	137	37	51	827	284
網走・湧別川	276	271	105	134	391	366	161	185	46	59	553	81
												137

(単位 面積：千ha 蓄積：m<sup>3</sup>/ha)

十勝・釧路川	319	316	129	200	802	733	145	162	38	49	809	217	223
沙流川	135	134	67	82	364	349	134	147	38	52	434	91	40
渡島・尻別川	207	214	49	68	597	571	107	127	38	50	586	136	131
岩木川	122	121	18	32	185	171	168	182	50	65	201	55	69
馬淵川	236	235	35	48	225	213	183	208	51	70	271	53	173
閑伊川	188	188	12	24	267	255	184	223	48	65	347	29	91
北上川	367	369	21	40	387	366	190	222	47	61	527	93	155
米代・雄物川	408	393	12	48	420	398	184	227	52	65	558	109	173
最上川	184	177	3	33	480	457	140	168	46	56	454	144	69
阿武隈川	298	292	18	48	327	303	183	216	52	63	403	67	173
阿賀野川	139	137	17	42	590	567	130	157	44	52	468	210	68
信濃川	334	331	14	31	805	791	145	178	58	67	837	216	99
那珂川	185	184	5	14	135	128	204	238	62	78	211	40	75
利根川	447	443	30	53	576	556	194	226	52	62	712	222	118
相模川	86	84	6	10	110	109	202	239	63	74	151	38	14
富士川	283	274	16	32	308	301	175	202	64	78	379	101	128
天竜川	240	235	8	17	209	205	177	205	61	74	336	57	64
神通・庄川	153	147	11	21	430	425	149	172	62	74	449	117	27
九頭竜川	190	178	5	24	316	309	196	242	67	78	335	67	109
木曽川	486	481	13	28	422	412	194	225	63	79	769	86	66
由良川	105	105	1	3	167	164	182	213	34	44	196	17	59
淀川	241	242	8	12	283	278	184	211	45	54	414	42	76
宮川	149	148	0	2	98	97	185	203	49	63	129	38	81
熊野川	262	262	1	7	169	164	252	290	50	68	306	19	107
紀ノ川	145	143	4	6	83	82	277	318	48	70	167	15	50
加古川	147	145	2	7	236	233	175	212	36	48	302	51	33
高梁・吉井川	219	220	5	12	291	282	155	186	52	65	433	42	39
円山・千代川	233	231	2	10	199	194	205	250	43	58	382	18	34
江の川	243	238	7	22	360	350	179	203	40	54	417	27	165
芦田・佐波川	226	228	10	17	412	404	200	243	52	64	518	57	74
高津川	121	120	3	7	164	161	217	275	44	58	217	10	61
重信・肱川	186	186	2	7	168	164	192	229	58	77	254	36	66
吉野・仁淀川	462	461	7	15	239	233	232	280	60	77	457	31	221
四万十川	212	213	3	8	121	115	199	250	56	73	179	24	132
遠賀・大野川	263	265	2	7	196	189	211	276	62	82	299	23	139
筑後川	231	231	2	6	93	87	280	377	58	73	205	21	98

本明川	105	106	1	3	137	134	189	241	64	77	133	40	69
菊池・球磨川	288	281	10	22	168	163	265	311	54	71	390	20	55
大淀川	363	356	4	21	223	212	256	275	62	80	259	21	309
川内・肝属川	303	302	12	26	275	262	208	246	63	81	511	45	34
沖縄	12	12	8	8	85	85	124	131	44	59	38	37	31

注) 1 現況については、平成19年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長の目安に対する開設延長の割合である。

3 3区分別整備対象面積は、平成19年3月31日現在の数値である。

広域流域	育成単層林面積			育成複層林面積			天然生林面積			森林蓄積(ha当たり)			林道整備率(%)		3区分別整備対象面積(参考)
	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	現況	計画期末	
全国	10,344	10,258	895	1,519	13,882	13,344	161	203	49	65	16,457	3,280	5,383	5,383	
天塩川	226	227	117	188	593	521	91	115	30	4	676	81	17	17	
石狩川	294	291	124	197	748	679	149	173	38	53	783	300	83	83	
網走・湧別川	279	274	102	150	391	347	147	181	46	59	522	78	171	171	
十勝・釧路川	325	321	115	213	813	719	135	163	39	51	742	217	294	294	
沙流川	137	134	61	85	368	346	126	152	38	54	364	94	108	108	
渡島・尻別川	207	207	45	75	603	573	98	121	37	52	534	135	186	186	
岩木川	121	120	19	29	185	175	155	200	50	67	166	56	102	102	
馬淵川	226	225	36	55	209	191	169	228	52	73	224	40	208	208	
閉伊川	202	204	12	19	252	243	168	217	47	68	310	26	130	130	
北上川	382	377	20	35	400	391	174	218	46	61	485	103	214	214	
米代・雄物川	407	399	11	41	423	401	163	212	51	65	494	104	242	242	
最上川	183	180	3	13	485	478	125	163	45	55	384	143	143	143	
阿武隈川	300	300	17	24	326	319	172	209	52	65	365	72	206	206	
阿賀野川	143	142	15	18	591	589	120	144	43	54	498	168	82	82	
信濃川	316	312	25	33	802	796	135	164	59	68	788	242	111	111	
那珂川	189	186	3	7	136	134	199	227	61	80	180	37	111	111	
利根川	460	452	21	34	574	570	180	216	51	63	681	228	146	146	
相模川	87	83	5	11	107	104	187	231	58	70	145	36	17	17	
富士川	290	279	12	25	308	306	162	199	63	80	359	112	139	139	
天竜川	230	227	18	24	210	207	170	200	60	73	331	57	70	70	

神通・庄川	130	129	7	14	409	403	137	166	58	73	397	114	35
九頭竜川	188	185	7	14	316	313	177	231	65	77	323	70	119
木曽川	514	506	16	36	453	441	177	211	64	81	793	100	89
由良川	119	120	1	2	186	183	169	206	38	51	220	17	67
淀川	227	226	3	7	272	269	169	197	42	54	381	49	71
富野川	150	149	1	2	98	98	163	193	51	67	129	38	82
紀ノ川	156	145	4	15	85	85	264	301	49	76	176	15	53
加古川	148	149	1	3	237	235	160	199	37	50	280	61	46
高梁・吉井川	227	230	5	9	308	302	144	180	53	71	446	43	52
円山・千代川	232	236	3	6	199	192	188	246	42	60	377	19	39
江の川	238	244	6	11	368	356	166	219	41	59	410	29	173
芦田・佐波川	215	223	10	12	394	384	170	202	50	64	467	55	98
高津川	119	120	3	5	165	162	177	213	43	59	189	14	85
重信・肱川	177	178	1	3	166	163	174	220	52	73	246	36	62
吉野川	255	255	2	5	143	139	200	265	53	70	276	20	104
物部・四十川	426	423	6	13	222	218	198	265	59	78	310	36	308
遠賀・大野川	265	267	2	6	194	188	190	255	59	84	292	23	146
筑後川	231	231	2	4	94	91	252	337	57	77	196	23	108
本明川	105	104	1	4	138	136	174	208	72	87	121	41	82
菊池・球磨川	290	286	10	17	165	162	239	315	52	69	374	20	72
大淀川	362	361	4	11	223	217	229	304	61	80	237	20	332
川内・肝属川	305	304	9	13	277	273	185	245	62	81	479	45	66
沖縄	12	11	12	13	81	80	119	140	40	62	21	44	40

量計画表第3

注) 1 理況については、平成14年3月31日現在の数値である。

2 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の林道の延長に対する開設延長の割合である。

3 3区分別整備対象面積は、平成14年3月31日現在の数値である。

量面計表第3表

(単位 材積:万m<sup>3</sup> 開設量:千km 面積:千ha 地区数:百地区)

代擇立本材續

広域流域	総数	主伐	間伐	人造林	天然林	道 路 設 備		水源から養林のための保全林	災害防備の保全林	風景の保全林等のための保全林	治山事業実行地区数
						総数	設置				
全國	62,708	22,177	40,532	700	871	33.7	12,689.1	9,555.1	3,068.9	856.3	311.1
天塩川	738	240	498	14	44	1.1	615.3	406.4	204.4	22.8	5.2
石狩川	1,290	397	893	15	59	1.6	877.3	819.9	46.0	64.2	7.0
網走・湧別川	1,905	842	1,063	33	54	1.1	521.9	335.3	178.9	45.8	4.0
十勝・釧路川	1,974	899	1,075	36	94	1.5	848.1	564.2	280.2	38.4	7.8
沙流川	619	191	428	9	33	0.9	422.5	349.3	72.9	15.8	4.2
渡島・尻別川	997	296	701	19	27	0.9	553.8	335.9	220.6	46.3	7.3
岩木川	913	323	590	10	20	0.6	223.6	182.9	39.0	15.8	4.1
馬淵川	1,603	656	947	21	21	1.0	223.7	198.5	25.0	16.0	4.2
閑伊川	1,405	615	790	19	17	0.7	156.9	122.3	30.2	8.5	3.1
北上川	2,297	891	1,406	30	22	1.2	398.8	363.9	43.9	19.2	7.5
米代・雄物川	3,145	1,257	1,888	31	40	1.2	464.9	402.5	65.6	34.5	9.8
最上川	1,409	724	685	16	35	0.6	413.1	319.0	110.5	22.6	4.6
阿武隈川	2,210	1,047	1,163	28	41	0.8	282.0	236.1	43.8	14.4	7.8
阿賀野川	886	406	480	8	31	0.5	457.5	348.3	108.5	8.8	6.3
信濃川	1,543	391	1,152	13	23	0.8	596.9	425.2	171.9	33.9	14.1
那珂川	1,361	488	873	14	11	0.6	142.2	123.7	16.8	7.3	4.0
利根川	2,524	651	1,873	20	27	1.1	525.4	403.4	117.8	52.2	19.4
相模川	447	118	329	4	5	0.2	100.3	61.9	47.2	12.6	4.2
富士川	1,275	578	697	19	18	0.8	293.8	229.6	59.1	28.7	9.4
天竜川	1,251	501	750	18	10	0.6	248.2	174.7	72.4	7.6	6.5
神通・庄川	877	288	589	6	15	0.6	391.7	224.8	171.0	27.3	8.3
九頭竜川	1,078	276	802	9	22	0.5	200.5	169.5	26.8	30.8	7.3
木曽川	2,430	648	1,782	21	16	1.8	411.0	248.6	160.2	14.9	18.7
由良川	389	100	289	4	3	0.3	87.0	64.4	17.4	7.2	3.6
淀川	721	224	497	10	4	0.5	179.1	96.7	77.3	30.8	9.2
宮川	451	100	351	4	3	0.3	79.7	51.7	27.0	9.6	3.4
熊野川	1,455	386	1,069	14	4	0.8	173.6	140.7	34.5	7.7	4.9
紀ノ川	782	205	577	6	2	0.4	66.9	46.2	20.3	1.8	3.4
加古川	749	148	601	8	6	0.4	130.9	94.4	34.6	9.9	5.7
高梁・吉井川	920	303	617	12	13	0.6	189.7	136.1	50.8	15.4	7.9
円山・千代川	1,123	339	784	15	8	0.6	202.5	179.3	21.3	10.8	4.7
江の川	1,608	897	711	28	24	0.7	220.5	199.6	16.6	10.4	8.6

芦田・佐波川	1,227	411	816	14	11	0.6	240.7	123.2	102.2	29.2	8.6
高津川	702	312	390	9	6	0.3	110.1	85.8	22.5	4.4	3.7
重信・肱川	948	287	661	10	8	0.6	124.8	59.6	63.1	10.3	6.9
吉野・仁淀川	2,792	689	2,103	20	11	1.1	273.2	228.3	42.9	26.1	14.0
四万十川	1,542	295	1,247	10	7	0.7	132.4	101.0	29.7	7.2	4.5
遠賀・大野川	1,903	557	1,346	15	19	0.8	179.7	144.8	32.9	16.2	8.7
筑後川	1,678	540	1,138	14	7	0.8	147.3	118.8	31.9	13.1	9.3
本明川	464	86	378	3	3	0.3	72.8	36.5	32.0	10.9	3.9
菊池・球磨川	2,963	1,154	1,809	27	15	0.9	177.5	153.8	23.3	9.1	6.2
大淀川	3,717	1,829	1,888	44	14	1.2	283.1	237.8	43.0	15.5	8.6
川内・肝属川	2,373	575	1,798	16	17	1.1	208.5	179.8	24.9	15.5	9.2
沖縄	25	18	7	1	1	0.1	39.9	30.9	7.9	6.9	1.6

注) 1 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するため指定する保安林をいう。

2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

3 治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はばた山に関する同法第3条若しくは第4条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業をいう。

4 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。

広域流域	伐採立木材積			造林面積			造林開設量			保安林面積		治山行 政管轄区数
	総数	主伐	間伐	造林	天然	新植	造林の保全 ための保育林	伐害防護の保全 ための保育林	伐害の保全 ための保育林	伐害の保全 ための保育林	伐害の保全 ための保育林	
全國	51,192	21,348	29,843	678	870	38.4	12,451.0	9,267.8	3,061.7	854.5	314.4	
天塩川	758	315	443	14	92	1.3	516.9	285.5	231.7	19.0	5.3	
石狩川	1,267	422	845	12	106	1.7	859.6	808.4	41.8	64.5	7.1	
網走・湧別川	1,861	758	1,103	25	66	1.2	532.9	320.7	188.1	46.7	4.0	

十勝・釧路川	2,118	1,001	1,117	34	128	1.8	851.5	564.8	278.6	39.6	7.8
沙流川	792	292	500	8	36	1.0	423.1	349.7	72.2	16.0	4.2
渡島・尻別川	801	264	537	21	37	1.1	565.9	347.4	220.4	45.9	7.5
岩木川	612	240	372	5	16	0.7	223.1	183.7	36.8	16.0	4.2
馬淵川	1,417	609	808	18	30	1.0	223.7	196.2	25.0	16.8	4.3
閑伊川	962	429	533	11	14	0.9	156.2	120.9	30.6	8.4	3.2
北上川	1,781	760	1,021	27	21	1.3	396.9	351.8	42.7	20.2	7.3
米代・雄物川	2,424	1,193	1,231	24	42	1.3	448.4	384.8	63.3	33.5	10.0
最上川	845	572	273	14	13	0.6	393.5	301.5	106.6	22.0	4.7
阿武隈川	1,549	933	616	23	18	1.0	274.3	229.3	43.2	12.3	7.9
阿賀野川	589	370	219	6	15	0.7	476.6	371.5	104.6	8.4	6.3
信濃川	1,134	353	781	13	10	0.9	611.3	423.1	189.1	34.2	13.9
那珂川	1,398	617	781	18	6	0.7	128.3	110.7	16.0	8.3	4.1
利根川	1,693	561	1,132	23	15	1.2	525.2	398.6	121.0	55.5	19.7
相模川	256	79	177	3	7	0.2	99.0	60.3	46.5	12.6	4.4
富士川	941	544	397	11	12	0.9	279.3	222.9	56.3	23.4	9.4
天竜川	1,127	517	610	13	5	0.6	245.8	169.4	75.4	8.7	6.4
神通・庄川	509	205	304	6	8	0.8	359.9	200.1	162.6	25.9	8.5
九頭竜川	528	247	281	8	5	0.6	194.0	166.8	23.0	30.0	7.4
木曽川	2,094	682	1,412	25	18	1.8	428.6	269.3	153.7	19.7	19.2
由良川	332	133	199	5	2	0.3	100.4	77.2	19.6	8.2	3.6
淀川	569	216	353	11	2	0.6	161.9	78.9	74.8	33.1	9.5
宮川	358	111	247	5	2	0.4	81.0	52.4	27.6	10.4	3.4
熊野川	1,229	512	717	21	18	0.9	150.3	121.3	27.6	8.0	5.1
紀ノ川	639	255	384	11	12	0.5	71.4	53.3	17.6	2.6	3.6
加古川	471	241	230	6	3	0.4	132.4	94.6	34.8	10.4	5.6
高梁・吉井川	998	409	589	16	7	0.8	191.7	135.3	51.4	17.7	8.2
円山・千代川	716	362	354	14	4	0.7	200.1	176.5	21.2	10.9	4.7
江の川	1,011	619	392	21	10	1.0	217.6	196.8	16.7	10.5	8.7
芦田・佐波川	921	542	379	18	3	0.8	213.4	105.2	99.5	23.0	8.5
高津川	516	291	225	7	5	0.3	114.6	89.1	23.0	5.6	3.8
重信・肱川	1,192	178	1,014	9	7	0.7	114.0	53.8	58.0	9.9	6.8
吉野川	1,086	339	747	17	3	0.7	167.9	143.0	22.0	16.6	7.3
物部・四万十川	2,263	789	1,474	31	6	1.3	247.0	192.7	50.4	15.7	11.3
遠賀・大野川	1,536	362	1,174	20	8	1.0	177.9	141.0	33.9	16.3	8.8
筑後川	1,337	394	943	23	3	0.9	143.4	115.4	29.8	11.6	9.6

本明川	416	182	234	3	4	0.3	72.9	37.2	31.4	11.2	4.1
菊池・球磨川	2,941	1,227	1,714	19	12	0.9	156.1	136.6	19.1	8.8	6.1
大淀川	3,241	1,625	1,616	38	10	1.3	287.6	237.3	41.3	14.6	8.2
川内・肝属川	1,927	565	1,362	19	27	1.1	195.5	165.6	24.6	14.8	9.3
沖縄	34	31	3	1	1	0.1	39.8	27.2	8.1	6.9	1.6

注) 1 水源かん養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、砂礫の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

2 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するためには指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

3 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位としてまとめた上、計上したものである。

第4表 伐採の方法を特定する森林の指定基準

(1) 更新を確保するため、伐採の方法を特定する森林	(1) 更新を確保するため、伐採の方法を特定する森林	(ア) 土 壤	a ポドゾル土壤から成っている箇所であること。 b 黒色土壤であつて表層からカベ状構造をもつてゐるものから成っている箇所であること。 c 褐色森林土等であつて表土が薄く乾性なものから成っている箇所であること。 d 過湿な土壤から成っている箇所であること。 e 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち未熟な土壤から成つ
----------------------------	----------------------------	---------	---

ている箇所であること。

- (1) 気象等  
a 雪崩の発生するおそれが強い箇所であること。  
b 風衝地であること。  
c 寒風害のおそれの強い箇所であること。  
d 霜害のおそれの強い箇所であること。

ている箇所であること。

- (1) 気象等  
a 雪崩の発生するおそれが強い箇所であること。  
b 風衝地であること。  
c 寒風害のおそれの強い箇所であること。  
d 霜害のおそれの強い箇所であること。

- (2) 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林  
「森林と人との共生林」のうち、次のいづれかに該当する森林。  
(ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となつて優れた自然美を構成する森林。  
(イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの。  
(ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。  
(エ) 貴重な動植物の保護のため必要な森林。
- (3) 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を特定する森林  
「森林と人との共生林」のうち、次のいづれかに該当する森林。  
(ア) 都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。  
(イ) 市街地道路等と一体となつて優れた景観美を構成する森林。  
(ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を發揮している森林。

- (4) 農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の「水土保全林」のうち、次の条件のいづれかに該当する森林である。特に伐採方法を定めなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし、農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれがある

(1) 気象等 a 雪崩の発生するおそれが強い箇所であること。 b 風衝地であること。 c 寒風害のおそれの強い箇所であること。 d 霜害のおそれの強い箇所であること。	(2) 自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採の方法を特定する森林 「森林と人との共生林」のうち、次のいづれかに該当する森林。 (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となつて優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であつて主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 貴重な動植物の保護のため必要な森林。	(3) 生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を特定する森林 「森林と人との共生林」のうち、次のいづれかに該当する森林。 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であつて郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となつて優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 气象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。	(4) 農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の「水土保全林」のうち、次の条件のいづれかに該当する森林である。特に伐採方法を定めなければ土砂の崩壊若しくは流出、雪崩又は落石を引き起こし、農地、森林の土地又は道路その他の施設を損傷するおそれがある
--	--	---	---

方法を特定する 森林	(ア) 地形	a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点をもついている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつている箇所であること。
	(イ) 地質	a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。
(ロ) 土壌等	(ア) 土壤等	a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滲水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
	(イ) 土壤等	a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滲水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

方法を特定する 森林	(ア) 地形	a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変移点をもつている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつている箇所であること。
	(イ) 地質	a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。
(ロ) 土壌等	(ア) 土壤等	a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滲水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
	(イ) 土壤等	a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な滲水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

(1) 土壤を改良する 森林	(ア) 赤色土壤から成っている箇所であること。 (イ) 黑色土壤であって表層からカベ状構造をもつているものから成っている箇所であること。
(2) 土壤を改良する 森林	(ア) 土壌を改良する 森林
(3) 土壌を改良する 森林	(ア) 土壌を改良する 森林

(1) 土壌を改良する 森林	(ア) 土壌を改良する 森林
(2) 土壌を改良する 森林	(ア) 土壌を改良する 森林
(3) 土壌を改良する 森林	(ア) 土壌を改良する 森林

第5表 土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林並びに森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準

- (イ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壤から成っている箇所であること。
- (エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壤の箇所であること。

- (イ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壤から成っている箇所であること。
- (エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壤の箇所であること。

(2) 搬出方法を特定する森林 次のいづれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起すおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずるもの。

- (ア) 地形  
a 傾斜が急な箇所であること。  
b 傾斜の著しい変移点をもつている箇所であること。

- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつている箇所であること。
- (イ) 地質  
a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。  
b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。

- c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。  
d 流れ盤となつてている箇所であること。
- (ア) 土壤等  
a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。  
b 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。  
c 石礫地から成っている箇所であること。

- (3) 森林の土地の保全に特に留意する必要のあるもの。

(2) 搬出方法を特定する森林

次のいづれかに該当する森林であって、特に林産物の搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起すおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずるもの。

- (ア) 地形  
a 傾斜が急な箇所であること。  
b 傾斜の著しい変移点をもつている箇所であること。

- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつている箇所であること。
- (イ) 地質  
a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。  
b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。

- c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。  
d 流れ盤となつてている箇所であること。
- (ア) 土壤等  
a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。  
b 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。  
c 石礫地から成っている箇所であること。

- (3) 森林の土地の保全に特に留意する必要のあるもの。

(イ) 花崗岩、石英粗面岩等の深層風化地帯又は新第3紀層若しくは洪積層の地帯のうち侵食を受けている土壤から成っている箇所であること。

(エ) その他既往の施業に起因してせき悪化している土壤の箇所であること。

## すべき森林

### (ア) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもつてている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつてている箇所であること。
- d 谷密度の大きい地区であること。
- e 起伏量の大きい地区であること。

### (イ) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

### (ロ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

### (エ) 気象

- a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。
- b 凍土、霜柱の害のおそれがある地区であること。

### (ア) 地形

- a 傾斜が急な箇所であること。
- b 傾斜の著しい変移点をもつていている箇所であること。
- c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分をもつてている箇所であること。
- d 谷密度の大きい地区であること。
- e 起伏量の大きい地区であること。

### (イ) 地質

- a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
- d 流れ盤となっている箇所であること。

### (ロ) 土壌等

- a 火山灰地帯等で表土が粗しうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。
- b 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。
- c 石礫地から成っている箇所であること。
- d 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。

### (エ) 気象

- a 短時間に強い雨が降る頻度が高い地区であること。
- b 凍土、霜柱の害のおそれがある地区であること。